

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

20年度実績に係る厚生労働省独法評価委員会の評価及び平成19年度下期、平成20年度上期における売却実績を点数化し、「役員特別手当支給割合基準」に基づき特別手当支給割合を1.2とした。
 (参考) 役員の特典手当については、役員給与規程第8条第2項により、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果等を考慮し、増額又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定無し
理事(非常勤)	改定無し
監事(非常勤)	改定無し

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 22,568	千円 15,264	千円 7,304	千円 -			
理事 (非常勤)	千円 3,288	千円 3,288	千円 -	千円 -	10月1日	9月30日	
A監事 (非常勤)	千円 2,844	千円 2,844	千円 -	千円 -			
B監事 (非常勤)	千円 2,844	千円 2,844	千円 -	千円 -			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。
 注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。
 注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画において、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしており、これを踏まえた適切な執行を行うこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に準じ、決定することとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
 譲渡専門職員については、実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価制度を導入している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給(昇給)	一般職員について勤務成績に応じ、5区分に評価し、昇給号俸数を決定している。
賞与: 勤勉手当	一般職員について勤務成績に応じ、勤勉手当基礎額の100分の145(俸給の特別調整額の支給を受ける職員にあつては勤勉手当基礎額の100分の185)を超えない範囲において勤勉手当額を決定している。
賞与: 業績手当	施設譲渡専門職員について実績評価に応じ、俸給月額相当額の範囲内で決定している。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与制度改正に準じ、次の改正を行った
 ・譲渡専門職俸給表の細分化(27号俸制→33号俸制)
 ・譲渡専門職業績手当基準の見直し(俸給月額相当額→俸給月額相当額の範囲内)
 ・地域手当支給割合の改定(千葉8%→9%、東京14.5%→16%)
 ・本部手当の新設

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	44.1	8,600	6,252	218	2,348
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	44.1	8,600	6,252	218	2,348

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者無し						

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
10	53.9	8,373	6,106	227	2,267	
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	46.5	5,178	3,842	199	1,336
施設譲渡専門職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
7	57.1	9,743	7,078	239	2,665	

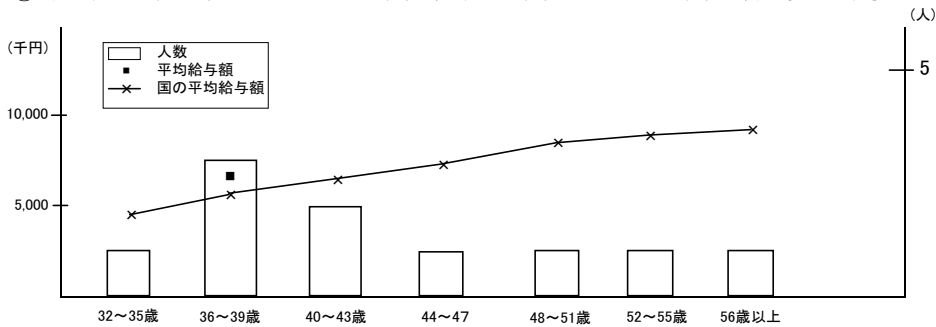
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者無し						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者無し					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者無し						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者無し					

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 研究職種、医療職種、教育職種については該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔任期付職員(事務・技術職員)を含む。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:36～39歳以外の年齢階層の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注3:該当者が4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位・第3分位折れ線グラフについては表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
課長・課長代理・調査役	5	46.5	8,341	9,091	10,286
係長・主査	3	45.5	-	6,920	-
係員	2	-	-	-	-

注1:係長・主査、係員の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位・第3分位については表示していない。

注2:係員の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない

注3:当機構は、本部とそれ以外の区別がない組織である。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		審議役 部長	部長 課長	課長 上席調査役	課長 上席調査役 課長代理 調査役	課長代理 調査役	係長 主査	係長 主査	係員	係員
人員 (割合)	7 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (14.3%)	2 (28.6%)	2 (28.6%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高 ～最低)		- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }
所定内給 与年額(最高 ～最低)		- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }
年間給与 額(最高～ 最低)		- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }

(任期付職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		審議役 部長	部長 課長	課長 上席調査役	課長 上席調査役 課長代理 調査役	課長代理 調査役	係長 主査	係長 主査	係員	係員
人員 (割合)	3 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (33.3%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (66.7%)
年齢(最高 ～最低)		- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }
所定内給 与年額(最高 ～最低)		- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }
年間給与 額(最高～ 最低)		- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }	- }

注:全ての級における該当者がそれぞれ2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	55.3	59.4	57.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	44.7	40.6	42.6
	最高～最低	47.5～43.0	43.3～39.2	43.6～41.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4	67.4	66.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.6	32.6	33.5
	最高～最低	37.8～32.9	34.7～29.7	34.6～32.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

111.6

対他法人(事務・技術職員)

103.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 111.6 参考 地域勘案 103.4 学歴勘案 112.0 地域・学歴勘案 105.3
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 国からの財政支出はない(平成20年度予算) 【累積欠損額について】 累積欠損額はない(平成19年度決算)
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	・当機構は小規模な法人であり、かつ職員の平均年齢も高い構成となっている。今回の調査においては、少ない対象人員の中で、給与額の低い職員が比較対象外となったことにより、昨年に比べ指数が高くなったものである。(この要素を考慮し、算出した場合は昨年並みとなる) ※地域手当率は、人事院規則により、地域によって0～16%となっている ・当機構は年金福祉施設等の譲渡・廃止を5年間という限られた期間の中で完了しなければならないことから、民間人の専門的知識を有する者を中心とした組織となっており、迅速かつ適正に方針等の確認・検討・決定等を行うには、一定の管理者の確保が必要であること、また、人員削減・人件費削減の観点から業務のアウトソーシングや短期雇用等人員の抑制を図っている中で、管理職員の割合を現状以上に削減することは困難であるが、管理職員の俸給の引き上げの凍結等を実施することにより、全体として給与水準の適正化に努めているところである。
講ずる措置	・引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとする。 (平成22年度に見込まれる対国家公務員指数) 対国家公務員:106.7 地域・学歴勘案:99.4 注:この指数は、平成19年度の国家公務員指数に基づく推計値と当機構の平成22年度に見込まれる平均給与額を推計し比較した数値である。

(その他)

- ・平成20年度における支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合0.25%
- ・平成20年度における管理職の割合 30.0%
- ・平成20年度における大卒以上の高学歴者の割合 50.0%

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成17年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	245,664	231,045	14,619	(6.3)	15,026	(6.5)
退職手当支給額 (B)	2,172	1606	566	(35.2)	2,172	(-)
非常勤役職員等給与 (C)	103,210	137,158	△ 33,948	(△24.8)	△ 5,458	(△5.0)
福利厚生費 (D)	31,067	29,062	2,005	(6.9)	1,653	(5.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	382,113	398,871	△ 16,758	(△4.2)	13,393	(3.6)

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給総額については、対前年度比6.3%増加、最広義人件費については、対前年度比4.2%減少している。これは、当機構の業務の本格化に伴う業務量の増加により、専門性の高い職員の確保を図る一方で、給与規程の改正や、非常勤職員等給与の見直しを行った結果人件費の削減につながった。

・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえ給与体系の見直しを進める。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
中期計画において、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしており、これを踏まえた適切な執行を行うこととしている。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
年度末人員数 (人)	36	36	39	39
人員純減率 (%)		0	8.3	8.3

注:当機構は平成17年10月に設立された法人であり、平成17年度末時点の人員数は、業務の本格化前の数値であるため、上記の「行政改革の重要方針」で示された削減目標の設定ルールを機械的に当てはめ、基準の人員数を平成17年度末の人員数(36名)とすることは、必ずしも当機構の業務の実態に即したのではないと考えている。

業務の実態に即した平成17年度の予算定員41名を削減基準とした場合には、削減率は平成18年度△12.1%、平成19年度△4.9%、平成20年度△4.9%となっている。

IV 法人が必要と認める事項

当機構は、平成17年10月に設立し、平成22年9月に解散する有期の法人である。